中小企業信用保険法第２条第6項の規定による認定について（危機関連保証）

危機関連保証とは

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、全国の保証対象業種を営む中小企業者を対象に、信用保証協会が一般保証(最大2.8億円)及びセーフティネット保証(最大2.8憶円)とは更に別枠(最大2.8憶円)で100%保証。

認定要件

以下の①、②いずれにも該当することが認定要件になります。

1. 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要と

なっているもの。

1. 第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混

乱その他事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して15％以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15％以上減少することが見込まれること。

提出書類

1. 申請書（正・副）各１通
2. 履歴事項全部証明書写し（3ヶ月以内のもの）
3. 最近1ヶ月の売上高の分かるもの（売上帳、試算表等）、また、その後2ヶ月間について実績が出ている場合は、売上高の分かるもの（売上帳、試算表等）
4. 最近1ヶ月に続く２ヶ月間の売上高見込表（実績が出ている場合は実績を記入、売上高見込みについては算出根拠を記載したもの）
5. ３及び４に対する前年同期の売上が分かるもの（決算書、確定申告書、売上帳、試算表等）
6. 委任状（代理の方が申請に来られる場合）

７．証明書の受け取りに郵送を希望される場合は、返信用封筒

* 1. その他、町長が必要とする書類